

5分で読める!?

# 要介護認定調査ニュース

Vol.4

桜の開花が待ち遠しい季節になりました。

新年度の準備であたらしいことと思いますが、今回も少しお時間をいただき、日頃の認定調査に生かしていただきたい情報をお届けします。

今回は昨年12月に実施した『金沢区認定調査員現任研修』の復習です！  
(参加できなかった方も、ぜひ一緒に確認をお願いします。)

完成した調査票、提出前にちょっと確認・・・

- ◆7-1「障害高齢者の日常生活自立度（寝たきり度）」
  - ◆7-2「認知症高齢者の日常生活自立度」
- の特記事項は記入されていますか？



現任研修で講師から説明がありましたね。平成21年度の認定調査から、日常生活自立度についても特記事項を記入することになっています。

それは、日常生活自立度が「認知機能・状態の安定性の評価」、「運動能力の低下していない認知症高齢者に対する加算」の推計等に用いられる重要な情報であること（1次判定）、審査会において「状態の維持・改善可能性に係る審査判定」を行う際に貴重な議論の材料となること（2次判定）、が理由です。

## POINT!

つまり！1次判定においても、2次判定においても重要な項目であるからこそ、調査員の方が自立度を判定した具体的な状況の特記事項に記入していただくことが求められています。

また、認定調査員テキストのP157には次のような記載があります。

認定調査項目に含まれていない認知症に関連する症状のうち、「幻視・幻聴」、「暴言・暴行」、「不潔行為」、「異食行動」等については、関連する項目の特記事項に記載するか、認知症高齢者の日常生活自立度の特記事項に記載すること。

「今まで記入していなかった！」という方は、これからの調査票にぜひ記入していただくようお願いいたします。



### 【お詫びと訂正】

認定調査員ニュース Vol.3の内容が誤っておりました。お手元の Vol.3を破棄していただきますようお願いいたします。（Vol.2の内容を訂正する記事を載せておりましたが、Vol.2の例文に誤りはなかったことがわかりました。）

混乱を招いてしまい、誠に申し訳ございません。深くお詫びして訂正申し上げます。

平成29年3月24日

発行元：横浜市金沢区高齢・障害支援課  
介護保険担当 電話 788-7868